

総括

1. 沖積地における遺跡について

新潟県における沖積地の遺跡のあり方については昭和の前半に種々の議論がなされ、代表的なものとして金塚友之丞・大木金平・齊藤秀平の「康平・寛治の古地図」をめぐる真偽論があつた。平野部周辺における遺跡の分布と標高から旧海岸線や旧湖岸線を推定する目的で低湿地帯の遺跡調査が進められた。この結果、海岸線は古地図の描かれた11世紀とは異なり、古地図は偽物であると考えられている（齊藤 1937）。しかし、その後も沖積部については「康平・寛治の古地図」の考え方から脱却できず考古学の調査対象として取扱われることは極めて少なかつた。沖積部の遺跡の存在は県教育委員会が昭和37年・48年に行なった全県的遺跡分布調査や昭和51年から実施している遺跡詳細分布調査、それに高速自動車道・新幹線・圃場整備事業などにより一層明確になった。さらに圃場整備や高速自動車道などの諸開発に伴い、これらの遺跡が発掘調査され遺跡の性格が把握されるようになってきた。更に遺跡が地質学的研究にも考慮されるようになり沖積地の形成と遺跡の立地が一層明確になってきている（新潟古砂丘グループ 1974）。

新潟県には新潟市を中心とする新潟平野、柏崎市を中心とする柏崎平野、上越市を中心とする高田平野がある。このうち遺跡分布調査が比較的進んでいる新潟平野と高田平野に所在している遺跡の分布・立地について若干の問題点を指摘しておきたい。高田平野を流れる諸河川の多くは扇状地を形成しながら関川に合流し、直接日本海へ注ぐものはない。これらの諸河川に沿って自然堤防が形成されており、同一自然堤防上に奈良～室町時代の遺跡と現在の集落が立地している。一方、沖積平野が広く発達している新潟平野北西部の西蒲原郡内における遺跡の分布状況は高田平野の様相と異にしている。この地域は信濃川・中ノ口川・西川の3河川が北流し、他の小河川はこの3河川に合流している。この地域においても自然堤防を認めることができるが、地域によって奈良～室町時代の遺跡の分布は異なっている。弥彦・角田山麓から中ノ口川までの間を見ると燕市・吉田町南部周辺では現集落が営まれている自然堤防上に分布しているのに対し、黒埼町から西川・味方・潟東・中ノ口の各町村にかけては現集落が営まれている自然堤防とは関係のない旧自然堤防上に立地している。これらの遺跡は南北方向に飛石状に2列から3列認められる。また、旧潟湖を取囲むように遺跡が分布している地域もあり、この典型的なものは巻町の旧鎧潟周辺に見られる。このように両平野における遺跡は基本的に自然堤防や湖岸堤防上に立地しているが、現地形における遺跡の位置に差異がある。これは、それぞれの平野の持つ地質構造上の性質と平野を流れる河川の土砂運搬量・氾濫回数・湿地の利用度などに帰因するものと思われる。

沖積地における遺跡の発掘調査は圃場整備事業や高速道路などの工事に伴い、県内各地で行われている。高速自動車道などの調査では区域が限定されているために遺跡の全体像を把握し得がたいが、各々の遺跡の遺跡の性格付がなされている。今まで発掘された沖積地の遺跡の状況を見てみると、その結果から A) 遺構に伴って遺物が検出されるもの、B) 遺構の存在は確認されていないが、明確な包含層が指摘でき、遺物も原位置を保っているもの、C) 遺物が散布または包含しているが、包含状況に規則性がなく積極的に生活痕跡を指摘できないもの、D) 遺物が散布しているが、遺構の基底部の一部が部分的に残るものに大別される。A・B タイプは積局的に遺跡と認められるが、C タイプは付近に中心となる遺跡があり、その遺跡の縁辺部にあたっていると理解されている。反面、付近に中心に中心となるべき遺跡がない場合は自然の力かもしくは人為的な行為によって遺跡が破壊・攪乱され遺物が移動したことを考慮に入れなければならないであろう。D タイプは人為的な行為によって遺物包含層まで根こそぎ破壊されているもの、遺構のあり方から A タイプに属するものもある。

今後、沖積地における遺跡については分布調査を撤底的に行うことは勿論、早期の段階で面的な試掘をし、事実確認をする必要がある。遺跡を素材として遺跡自体の詳細な吟味の上に立脚して、古い絵図や更正図それに圃場整備に伴う工事計画図などを駆使し、微地形・旧河道などを復元し、時代別の古地形を把握する必要がある。また、調査に際しては理科学的調査のデーターにもとづいて古環境を復元することも必要になろう。

いま、頸城地方の高田平野周辺の遺跡の分布を見てみると（第2図）と 8 つの遺跡集中地域が認められ、A 地域：保倉川旧河道沿い付近の自然堤防（頸城村西湊・百門町～下中島）に 20ヶ所、B 地域：飯田川中流域の広大な自然堤防（上越市重川新田・三和村沖柳・広井・岡本・下中島）に 23ヶ所、C 地域：宮野遺跡周辺の自然堤防（上越市福田～荒屋・三田新田～中新田・富岡～大日）に 33ヶ所、D 地域：飯田川上流の扇状地付近（三和村水科・法花寺・中野・上田）に 8ヶ所、E 地域：櫛池川上流の扇状地・洪積段丘上（清里村岡野町・菅原・塩曾根）に 7ヶ所、F 地域：関川上流の扇状地（板倉町田井・関根）に 7ヶ所、G 地域：矢代川上流の扇状地（新井市上百々・栗原・十日町）に 7ヶ所、H 地域：関川と櫛池川の合流点付近の自然堤防（上越市子安・下新町・今池・本長者原）に 6ヶ所となる。発掘調査が実施された遺跡数は少ないが、G 地域は国賀を中心とした国府・国分寺推定地で、栗原遺跡はその成果から（新潟県教委 1980・1981・1982）重要な機能をになっていた遺跡と判断される。また、H 地域の下新町遺跡・今池遺跡は長者原周辺国府推定地（新井市史編修委員会 1973）に隣接しており、現段階では有機的関連を持っている遺跡と考えられる。このように頸城地方の沖積地には数多くの遺跡が分布し、その集中地域や遺跡の性格が序々に明らかになりつつある。おそらく、性格の異なる遺跡が複雑に組み合って一地域を構成するものと思われる。

頸城郡内の郷所在社やその範囲については先学によって種々論ぜられているが、今まだ定説

^(註2)

といふものはない。中世や近世の史料、慶長3年越後国頸城郡絵図、地理的環境を参考にして、頸城郡内の郷所在推定図が作成されている（新潟県教委1980）ので、この郷境推定線と現段階で認定されている奈良・平安時代の遺跡の分布を照合してみると、A地域は夷守郷・D地域は五公郷・E地域は物部郷・F地域は板倉郷・G地域は栗原郷となり、各推定郷域内に完全に含まれている。しかし、B地域には夷守郷・津有郷・五公郷、C地域は夷守郷・津有郷、H地域は高津郷・物部郷にかかっているもの、若干のずれをもってほゞ各郷域におさまる傾向がある。調査対象となった宮野遺跡はC地域に属し、夷守郷と津有郷には入るものゝ、帰属する郷は2者のうちのいずれかであろう。

頸城地方の開発については中央勢力である大和西大寺と東大寺が関与し、奈良時代後期には西大寺領桜井荘と津村荘が、平安時代中期には東大寺領石井荘・吉田荘・真沼荘が存在していたことが文献料からうかがわれる。^(註4)しかし、位置の比定については平野団三（平野1968・1969）・大場厚順・花ヶ前盛明（大場・花ヶ前1976）らによって種々論ぜられているが、その位置についてはまだ明確になっていないので、荘園名を列挙するのみで止めておきたい。今後の課題として、沖積地における個々の遺跡についての考古学的資料の蓄積と詳細な検討によって、遺跡相互の相關関係を追求する必要があろう。

(註1) 昭和10年に雑誌『高志路』第1巻5・7-8-9・11-12号で金塚友之丞・大木金平の両氏で康平・寛治図について論談があり、当時の県内の学会をにぎわした。

(註2) 半径1km以内に5ヶ所以上の遺跡が確認された地域を集中地域と呼称することにした。また、半径1km以内を基本として2km・3kmまでの集中度を確認して地域の設定を行った。A～C地域は半径3km以内で、D～H地域は1km以内で集中している。

(註3) 栗原遺跡は昭和53年に新井市教育委員会によって発掘された。54年から県教育委員会は7ヶ年継続事業として市教育委員会と共に発掘調査を実施し、調査概報が公にされている。下新町遺跡・今池遺跡は昭和55年から県教育委員会によって発掘調査され、下新町遺跡は調査が完了しているが、今池遺跡は58年度に調査が完了した。

(註4) 西大寺資材流記帳五「一巻 頸城郡大領 高志貴船 長田図 景雲三年」、「一巻頸城郡桜井庄印在国印」、「一巻 同地津村庄 印在国印」
建久五年五月十九日 西大寺文書 「越後国 桜井庄三千百五十七町九段二百六十四歩在流記」
天暦四年 東大寺封戸荘園拵寺用帳 「越後国田百十三町二百八十九歩 頸城郡石井庄田六十五町一段七十四歩 吉田庄田廿町九段九十八歩 真沼田庄廿六町百六十歩」
大治五年 東大寺諸荘文書拵絵図等目録 「一越後国石井庄字吉田 一結 庄解等十一通 一
卷条里坪付等 四枚 天平勝宝五年四月九日 庄解状一通……略」